

サテライトオフィス Solaie +Work(ソライエプラスワーク) 会員利用規約

この会員利用規約(以下「本規約」といいます。)は東武鉄道株式会社が提供する「サテライトオフィス Solaie +Work(ソライエプラスワーク)」サービスを利用するにあたり、会員が遵守すべき事項を定めたものです。

第1条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、「サテライトオフィス Solaie +Work(ソライエプラスワーク)」サービスをいいます。
- (2) 「本施設」とは、本サービスの提供を行う施設をいいます。
- (3) 「事業主体者」とは、本サービスの提供を行う東武鉄道株式会社をいいます。
- (4) 「契約者」とは、本サービスの利用にあたり、事業主体者との間で、本サービスの利用契約を締結した法人等をいいます。
- (5) 「会員」とは、契約者に所属する役職員のうち、事業主体者の指定する方法により利用登録した役職員をいいます。
- (6) 「ゲスト」とは、会員同伴の上で、本施設を利用することを認められた会員以外の者をいいます。なお、複数名利用スペース(第(8)号にて定義します。)を利用する場合、定員数から複数名利用スペースを実際に利用する会員数を控除した人数以下の者に限り、会員同伴の上で、ゲストに複数名利用スペースを利用させることができます。
- (7) 「専用サイト」とは、事業主体者が指定する本サービスを利用するための専用ウェブサイトです。
- (8) 「複数名利用スペース」とは、定員2名以上のブース席や個室等をいいます。

第2条 (利用可能時間)

- 1 会員は、別紙記載の営業時間内に限り本施設を利用することができます。
- 2 事業主体者は、休館日や臨時の営業時間短縮等の事前告知は専用サイトに掲載する等の方法により行います。

第3条 (利用料金)

- 1 本サービスの利用料金は、専用サイトに掲載される料金表に定めるとおりとします。
- 2 予約時間の短縮またはキャンセルを行うことなく、予約開始時間が経過したときは、会員が予約登録した内容に従って本施設を利用したものとみなし、前項に定める利用料金が課されるものとします。

第4条 (利用方法)

- 1 会員は専用サイトで予約登録をした上で、本施設のオープン席・ブース席・個室等を利用するこ

- とができます。利用希望日の 31 日前から、15 分単位で予約ができます。
- 2 本施設入退館の際は、専用サイトより発行されるスマートキー（もしくは本施設の入退館にかかる情報を付与された電子カード（以下「非接触型ICカード」といいます。））を用いて入館打刻及び退館打刻を行うものとします。
 - 3 予約開始時間の 5 分前から入館可能としますが、座席の利用は予約開始時間以降とします。
 - 4 予約時間の短縮は 15 分単位で、キャンセルは、予約開始時間前までに専用サイトより行うことができます。
 - 5 予約時間の延長は、予約終了時間までに専用サイトより行ってください。ただし、他の会員の予約が入っている場合は延長できません。
 - 6 前項の手続きを行わずに予約終了時間を 5 分以上超えて退館した場合には、超過時間につき通常利用料金の 1.5 倍の金額が課されるものとします。
 - 7 入退館打刻が不完全な場合、一定時間の利用があったとみなし利用料金が課される場合があることを予めご了承ください。スマートキー（もしくは非接触型ICカード）により、入退館打刻が確実に行われていることを確認するものとします。
 - 8 専用サイト以外の方法（電話、メール、口頭等）による予約登録及び予約内容の変更等はできないものとします。
 - 9 サテライトオフィス内での会話及び通話は他の会員またはゲストの迷惑が掛からない範囲で可能です。通話をする際は、電話ブースの利用を推奨します。
 - 10 複合機の利用は会員に限られます。
 - 11 本施設利用後は、机・椅子や設備・備品等を元の状態に戻していただきます。
 - 12 ゴミは会員及びゲスト各自で片付け、廃棄または持ち帰っていただきます。
 - 13 本施設の詳細な利用ルールは館内の掲示等に従うものとします。

第5条（利用制限・禁止事項）

- 1 本サービスを利用する権利は、事業主体者の許可なく第三者に譲渡や貸与をすることはできません。
- 2 本施設の利用にあたり、次に掲げる行為またはこれに類似する行為を行わないものとします。
 - (1) 音、振動または臭気等を発するなどによる他の会員及びゲストに対する迷惑行為
 - (2) 居座りや物品の放置等による不当な占有行為
 - (3) 宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為
 - (4) 許可なく看板、ポスター等を設置すること
 - (5) 発火物や危険物等の持ち込み
 - (6) 本施設内での動物の飼育や持ち込み
 - (7) 本施設内の什器・備品類等の持ち出しや落書き等
 - (8) 飲酒、喫煙（飲酒については、イベント等の開催において事業主体者が許可した場合はこの限りではありません。）

- (9) スマートキー(もしくは非接触型ICカード)の第三者への貸与または譲渡
 - (10) 本施設及び本施設の所在する建物(以下「本件建物」といいます。)について、会員の所属する法人等の住所、本店、または営業所の所在地として、名刺、ホームページ等に表示し、顧客または配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記すること
 - (11) 公序良俗に反する行為、その他事業主体者が不適切と判断する行為
 - (12) その他事業主体者や第三者に対する迷惑行為
- 3 事業主体者は、会員またはゲストが前項の禁止事項に違反していると疑われる場合、会員または会員の所属する法人等に対して当該行為の詳細について確認を求めることができるものとし、会員または会員の所属する法人等は合理的な範囲でこれに協力をするものとします。

第6条 (免責)

事業主体者は、次の各号に掲げる事由により会員またはゲストが被った損害については、その責を免れるものとします。

- (1) 会員またはゲストの荷物・貴重品・電子データ等の紛失・盗難・破損または汚損等
- (2) 本施設内における事故、怪我、疾病等
- (3) 本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (4) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
- (5) 他の会員その他の第三者の責に帰すべき事由
- (6) 専用サイトや機器・設備のシステム障害や故障または保守・メンテナンス等
- (7) 本施設が提供する Wi-Fi 経由でインターネットが利用できない、もしくは利用したことによる損害、トラブル、情報漏洩等
- (8) 複合機が利用できない、もしくは利用したことによる損害、トラブル、情報漏洩等

第7条 (不当行為による利用制限)

会員が下記の事由に該当する行為を行った場合、事業主体者の判断で、会員の以降の本サービスの利用をお断りする場合がございます。

- (1) 事業主体者や他の会員、ゲスト等に損害を与えまたは与える恐れがある行為を行ったと当社が判断した場合。
- (2) 本規約に違反する行為があった場合。

第8条 (セキュリティカメラの設置)

- 1 会員は、事業主体者が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されます。

第9条（利用ログ情報の取得）

事業主体者は、会員による本施設の利用状況に関する情報（利用ログ）を収集し、統計データの作成や情報配信等、本施設の改良・品質の向上のために使用することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（個人情報の取り扱い）

1 事業主体者は、会員及びゲストの情報、並びに本施設内に設置するセキュリティカメラの映像に含まれる個人情報について、法令等に従い次のとおり取り扱います。

（1）個人情報の利用目的

事業主体者は取得した会員及びゲストの個人情報を次の目的のために利用します。なお、事業主体者は、必要な範囲で事業主体者が取得した個人情報を本サービスの委託先に提供することがあります。

① 会員及びゲストの登録情報に関する利用目的

- a 登録情報及び利用実績等の管理
- b 会員及びゲストへの連絡及びアンケート協力依頼
- c 会員及びゲストからのお問い合わせ・ご依頼対応
- d 会員満足度調査、市場調査・分析
- e 事業主体者による自社または東武グループ各社及び提携先のサービス・商品等のご案内

② セキュリティカメラで撮影した映像に関する利用目的

- a 本施設内における本約款に違反する行為や犯罪行為の監視及び抑止、捜査機関への情報提供
- b 本施設の利用状況の確認及び災害等有事の状況確認
- c 本施設内における遺失物等の有無の確認

（2）本条の定めにかかわらず、事業主体者は、必要があると認められる場合は、会員、ゲストの個人情報を法令及びガイドラインの定めに従い、第三者に開示・提供することがあります。

（3）事業主体者は、会員情報を個人が特定できない状態に統計的に処理し、集約情報として公表させていただきますことがあります。ただし、個人を識別できる情報は含みません。

（4）事業主体者は関係法令に従い提供された個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。

（5）個人情報に関する本約款に定めのない事項については、事業主体者の定める下記の個人情報保護方針に準じるものとします。

東武鉄道株式会社 個人情報保護ポリシー

<https://www.tobu.co.jp/policy/>

2 事業主体者は、会員及びゲストの個人情報について、下記に定める利用目的で、提携サービスの提供者（以下「提携者」といいます。）との間において、共同利用するものとします。

（1）共同利用する会員及びゲストの個人情報：氏名、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等個人情報保護法で定める個人情報

（2）共同利用する者の範囲：野村不動産株式会社、東武ビジネスソリューション株式会社、東武不

動産株式会社

(3) 利用する者の利用目的: 提携サービスの提供及びその他付随する事項

(4) 管理責任者: 東武鉄道株式会社

3 契約者は、前項第(2)号に定める共同利用する者の範囲が、提携者の追加等により変更となる場合で、当該変更につき会員の同意が得られない場合は、追加された提携者の提供する提携サービスを利用できないことをあらかじめ承諾するものとし、当該変更について会員の同意を得るために合理的な範囲で事業主体者に協力するものとします。

[会員情報の照会等]

会員は、本事務局にご連絡のうえ、弊社所定の方法によりご登録いただいた会員情報の照会または修正を求めることができるものとします。

[管理に関する責任者]

本サービスの個人情報の責任者は、事業主体者であり、照会、その他お問合せ先は下記のとおりです。

東武鉄道株式会社「Solaie +Work (ソライエプラスワーク)事務局」

TEL:0120-959-090

第11条(個人情報の取扱いに関する委託)

1 会員は、ゲストと複数名利用スペースを利用する場合、当該ゲストが本施設へ入室するためのスマートキー(もしくは非接触型 IC カード)の発行業務及び当該ゲストの本施設利用履歴等の情報管理業務を事業主体者に委託することができます。

2 会員が前項の業務を事業主体者に委託する場合、会員は、事業主体者に対してゲストの氏名、勤務先、メールアドレス等事業主体者が指定する情報を提供します。なお、事業主体者は、複数名利用スペース利用後に会員より提供されたゲストに関する情報を速やかに廃棄します。

第12条(本規約の改定)

1 事業主体者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約(第3条の利用料金を含む)を改定できるものとします。なお、改定した本規約の効力は全ての会員に及ぶものとします。

2 事業主体者は、本規約の全部または一部を改定する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに本施設に掲示し、または、専用サイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを契約者及び会員に告知します。

以 上

付則

2021年2月10日改定(効力発生日2021年3月10日)